

2022年7月1日

## 手話指導に対する指針

さいたま市聴覚障害者協会  
さいたま市手話通訳問題研究会

### 1. 社会福祉協議会、公民館等の主催する手話講座（体験講座）

- ①さいたま市聴覚障害者協会（以下：協会）と協議して、主催する講師派遣については協会が派遣する。  
（手話奉仕員養成カリキュラムに基づくもの）  
例）〇〇公民館の入門講座・体験講座  
主催者に「手話通訳者派遣依頼」を市社会福祉協議会地域福祉課（手話通訳派遣事務所）へ提出していただく。  
但し、手話講座（体験講座）の3回以上は、さいたま市手話通訳問題研究会（以下：研究会）にアシスタントに依頼してください。
- ②講師謝金支払は、1回5,000円が基準です。なお、主催者の予算の都合で上記金額が負担できない場合は、主催者の予算の範囲内でも構いませんが、少なくとも1回3,000円以上支給してください。  
講師の交通費は、謝金とは別途に負担してください。なお、その積算は主催者の内部基準に基づいたもので構いません。  
※3回以上は、研究会のアシスタントの謝金を用意してください。
- ③協会が派遣窓口となり、協会理事または手話指導経験である会員の中から適当な者を講師として派遣する。必要に応じて協会や主催者と協議するものとする。

### 2. 教育機関等（幼稚園、小中高校、短大、大学、専門学校）

- ①協会と学校側と協議して、講師派遣については協会が行なう。  
例）〇〇小学校手話体験講座 〇〇専門学校手話講座（体験講座）  
学校側に「手話通訳者派遣依頼」を市社会福祉協議会地域福祉課（手話通訳派遣事務所）へ提出していただく。
- ②講師謝金支払は、1回3,000円以上（交通費込）が基準です。なお、学校側の予算の都合で上記金額が負担できない場合は、市教育委員会に指導課に相談してください。
- ③協会が派遣窓口となり、協会理事または手話指導経験である会員の中から適当な者を講師として派遣する。必要に応じて協会や学校側と協議するものとする。

### 3. 講演会等（手話技術指導でなく、講演が中心となる場合）

- ①協会と主催者が協議して、講演テーマの内容によって講師派遣を行なう。  
例)「聴覚障害者の生活」、「聞こえない人とのコミュニケーション理解を求めるもの」等  
主催者に「手話通訳者派遣依頼」を市社会福祉協議会地域福祉課（手話通訳派遣事務所）へ提出していただく。  
例) 市主催の研修会、障害者団体の学習会
- ②講師謝金支払は、1回15,000円(交通費込)が基準です。なお、主催者の予算の都合で上記金額が負担できない場合は、事前に相談させてください。
- ③協会が派遣窓口となり、協会理事から適当な者を講演の講師として派遣する。

#### **【注意事項】**

- ①講師名が決定しだい、後日書面（FAX等）で通知します。
- ②開催要領、チラシ等がありましたら、添付してください。